

『搬入出車両等駐車許可願の注意事項』

令和6年度より市営香貫駐車場（文化センター側）は沼津市総合体育館にて管理・運営することになり、ホール使用者による駐車場への入出場方法が変わりました。「搬入出車両等駐車許可願」の裏面記載の注意事項を確認し、各説明項目に同意の上で申請してください。（説明項目を☑してください）

1. 市営香貫駐車場（文化センター側）の使用について（※要申請）

- 大・小ホールの優先駐車スペース（ゼブラゾーン等）を使用する場合や駐車料金を免除するためには「搬入出車両等駐車許可願」による事前の申請が必要です。
※駐車許可車両には後日、駐車許可証及び「駐車料金免除証明書」を交付します。
- 駐車料金が免除できるのは、大・小ホールともに優先駐車スペース（ゼブラゾーン等）に駐車できる範囲となります（全て普通車の場合は最大で8台までとなります）
- 大型車両等を駐車する場合は、その台数により普通車の駐車料金を免除できる台数は減少します。
例：マイクロバス1台につき普通車2台分、4t以上・大型バス等は1台につき普通車4台分が減少。

2. 駐車許可証と駐車料金免除証明書の交付について

- 駐車許可証及び駐車料金免除証明書は、使用日の2ヶ月前までに「搬入出車両等駐車許可願」を提出いただいた場合は、舞台打合せ時に交付いたします。
- 舞台打ち合わせ時以降に「搬入出車両等駐車許可願」を提出された場合は、「駐車許可証」及び「駐車料金免除証明書」の準備ができませんので、ご来館いただくか、FAX等により交付いたします。
- 普通車には「駐車許可証」及び「駐車料金免除証明書」を交付いたします。
- 大型車両等には「駐車許可証」のみ交付いたします。
- 「搬入出車両等駐車許可願」の提出が遅く、関係箇所との調整が出来なかった場合は、駐車をお断りする場合があります。
- 「駐車許可証」は、車外から見える位置に掲示してください。

3. 普通車両の入出場方法（南側入口から入場してください）

- 普通車は、駐車券を各自で発券して入場してください。駐車料金免除証明書と駐車券を文化センター事務室へ持参してください。駐車料金免除証明書と引き換えに駐車券の免除処理を行います。
- 駐車料金の免除は、駐車料金免除証明書1枚につき1回のみとします。出入場を繰り返す場合は、2回目以降は実費負担となります。

4. 車両責任者の選出（大型車両等の入出場がある場合）

- 大型車両等の入出場がある場合は車両責任者を選出してください。

5. 大型車両等の入出場方法（ロータリーに到着したら連絡してください）

- 大型車両等の入出場時は、文化センター職員がゲートを手動で開閉いたしますので、ロータリーに到着されたら、**文化センター事務室（受付）055-932-6111**へ連絡してください。
- 満車時やロータリーが混雑している場合は、北側の出口専用ゲートから入場していただく場合があります。
- 車両責任者は、大型車両等の指定された駐車位置まで、車両の誘導をお願いします。
- 機材の搬入出時に駐車場内の通行を妨げる間は、搬入口付近で一般車両（迂回）の誘導をお願いします。
- 出場時も文化センター職員がゲートを手動で開閉いたしますので、出場時に出場する出口（南側出口または北側出口のいずれか）を連絡してください。

6. 「搬入出車両等駐車許可願」の提出について（※使用日の1ヶ月前までに提出）

- 「搬入出車両等駐車許可願」は使用予定日の1ヶ月前までに提出してください。1ヶ月を過ぎている場合は速やかに提出してください。
- 「搬入出車両等駐車許可願」裏面の『搬入出車両等駐車許可願の注意事項』を確認し説明事項に☑してください。同意欄も忘れずに☑をしてください。
- 「搬入出車両等駐車許可願」は使用日毎に作成して提出してください。

7. その他駐車場使用時の注意事項

- 許可車両以外の駐車料金は全額自己負担となります。
- ゼブラゾーンが使用できるのは、ホール使用時間内となります。特に午前または午前・午後のみ使用される方は、ホール使用時間終了時には車両の移動をお願いいたします。
- ホール使用時間 午前まで使用の場合 12:00 午後まで使用の場合 16:30
- 市営香貫駐車場は22時30分を過ぎると閉鎖され、翌日7時00分まで出場できなくなります。
- 上記1～6までの注意事項を確認し、遵守することに同意する場合は表面の同意欄の☑をお願いします。